

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年3月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401285 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400044 号

第 1 結論

昭和 62 年＊月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年＊月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった当時、私は大学生であり、A 市の親元を離れていた。国民年金は任意加入であったが、両親のどちらかが A 市で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、母親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。両親は亡くなっているため加入手続や保険料の納付の状況については全く分からないが、母親から、国民年金に加入している旨言われた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になったときに、両親のどちらかが国民年金の加入手続を行い、母親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う旨主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする請求者の両親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、任意加入の申出を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、平成 9 年 1 月 1 日付けで基礎年金番号として付番されている「＊」は、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった際（資格取得年月日：平成 3 年 4 月 1 日）に払い出された記号番号であり、当該基礎年金番号により、請求者が平成 12 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得（処理年月日：平成 12 年 10 月 18 日）したことは確認できるが、請求期間に係る国民年金の加入記録は確認できない上、前述のとおり、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができないことから、当該期間は国民年金に未加入の

期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、A市は、請求者の国民年金に係る資料（届書の控え、受付処理簿、被保険者名簿等）は保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。